

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の規定によつて、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成十九年七月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の免許職種
種の欄に掲げる全職種

二 試験の科目

1 和裁科について

(一) 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

(二) 関連学科

(1) 系基礎学科

- ア 裁縫（裁縫工程、裁縫用具及び見積り）
- イ 縫製法（縫製法及び縫製用材料）
- ウ 安全衛生（安全管理及び衛生管理）

(2) 専攻学科

- ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類及び裁縫法）
- イ 被服学（被服史、被服論、被服科学及び服装美学）

2 和裁科以外の職種について

1 (一)の指導方法のみ

三 受験資格

- 1 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定に合格した者
- 2 職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者
- 3 前記1及び2にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。
 - (一) 成年被後見人又は被保佐人
 - (二) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の日時

1 和裁科について

(一) 指導方法

平成十九年九月三十日（日）午前十時三十分から正午まで

(二) 関連学科

平成十九年九月三十日（日）午後一時から午後二時四十五分まで

2 和裁科以外の職種について
指導方法

平成十九年九月三十日（日）午前十時三十分から正午まで

五 試験の場所

広島市中区基町一〇番五二号

広島県庁舎本館六階講堂

六 受験申請手続

1 提出書類

- (一) 職業訓練指導員試験受験申請書
- (二) 写真一枚（申請前六か月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルのもの）
- (三) 前記三の受験資格を有することを証する書類

2 書類の提出先

広島県商工労働部総務管理局職業能力開発室（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）

3 書類の提出期間

平成十九年八月十三日（月）から平成十九年八月二十四日（金）まで（受付時間は午前八時三十分から午後五時三十分まで）。ただし土曜日及び日曜日は除く。

郵送による場合は、配達記録郵便又は簡易書留郵便とし、平成十九年八月二十四日までの消印があるものに限り受け付ける。

4 受験手数料

三千百円

この手数料は、三千百円に相当する額の広島県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはって納付すること。

広島県収入証紙には、消印をしないこと。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

七 合格者の発表など

合格者の受験番号は、平成十九年十月十八日（木）午前九時に広島県庁舎前の掲示板に掲示するとともに、広島県のホームページに掲載する。また、合格者及び学科試験の一部に合格した者については、書面で通知する。

八 その他

1 受験申請書の用紙は、広島県商工労働部総務管理局職業能力開発室で交付する。

郵送によって請求する場合は、返信用封筒（A四判で百二十円切手をはり、あて先を明記したもの）を同封すること。

2 この試験についての問い合わせは、広島県商工労働部総務管理局職業能力開発室（電話〔〇八二二〕五一三―三四三一「ダイヤルイン」）にすること。